第3回 羽村市図書館協議会会議録

1 日	時	平成 28 年 3 月 25 日(火) 午後 1 時 30 分~午後 3 時 30 分
2 場	所	羽村市図書館 ボランティア室
3 出	席者	【会長】塚原 博 【副会長】石川 千寿 【委員】野元 弘幸、海東 朝美、古川 光昭、小山 玉恵、 堤 大児、中村 亮三、佐藤 陽子
4 欠	席者	【委員】愛甲(慎二)
5 議	題	<ul><li>(1) 第2回羽村市図書館協議会議事録の確認について</li><li>(2) 平成28年度の主な事業について</li><li>(3) その他</li></ul>
6 傍	聴者	なし
7 配	布資料	<ol> <li>次第</li> <li>第2回羽村市図書館協議会議事録</li> <li>ビジネス支援コーナーについて</li> <li>第三次羽村市子ども読書活動推進計画策定スケジュール</li> <li>蔵書に対する貸出の割合</li> <li>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律関連資料</li> </ol>

協議会

【会長】議題に沿って進めたいと思います。

第2回会議録の確認です。事前に配布されています。

続いて平成28年度の事業について議題とします。事務局からご説明いただ きたいと思います。

【事務局】新年度が間もなく始まります。予算も市議会を通りましたので、 図書館で考えている事業についてお話させていただきます。ビジネス支援コ ーナーについて資料をお配りしています。これについては昨年の10月に産業 福祉センターに創業支援コーナーiサロンが開設されました。産業福祉セン ターと隣接していることもあり、また、創業支援が市の施策ということもあ りまして、さらには相互の利用者の拡大も視野に入れて図書館の新たな事業 として 3 階に情報メディアコーナーを移設して、ビジネス支援コーナーを設 置し、連携して創業をバックアップしていくこととしました。今ある起業関 連などの書籍を集約して、さらに古い本を整理し、新しい本も購入して、1,000 冊程度を整備したいと考えています。 i サロンなどの事業のパンフレット類 も置く計画でおります。予算については当初、ビジネス支援コーナーのため の資料購入予算はついておりませんでした。資料費の中から20万円程度を割 り当てて購入する予定でしたが、国の地方創生加速化交付金の交付が確定し まして、486,000 円が交付されることになりました。86,000 円は看板やパン フレットスタンドなどの備品を購入し、400,000円が資料費となります。6月 の蔵書点検を予定していますので、それと併せて整備をし、7月1日に開設す る予定で進めています。新年度になって図書の購入を急いで行いたいと思っ ています。次に、第三次羽村市子ども読書活動推進計画の策定です。平成13 年 12 月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の中で「当該 市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定 するよう努めなければならない」という条文に基づいて、羽村市でも平成17 年に最初の「羽村市子ども読書活動推進計画」を策定しまして、その後改訂 版を策定し、現在は「第二次羽村市子ども読書活動推進計画」を運用してい ます。これが平成28年度を以て計画年度が終了するため、新たに平成29年 度から運用する「第三次羽村市子ども読書活動推進計画」を策定します。ス ケジュールをお示ししていますが、4月に市の策定委員会を立ち上げます。そ の後、「第二次羽村市子ども読書活動推進計画」の検証として進捗状況調査や、 市内の教育施設や子ども関連施設にアンケートなどを行い、実態の把握を行 います。9月に策定委員会を開催し、検証の結果等について委員会中で検討し、 同9月に図書館協議会にお諮りをし、ご意見をいただきたいと考えています。 12月に第2回の策定委員会、図書館協議会にご意見をいただいて、3月には 「第三次羽村市子ども読書活動推進計画」を策定し平成29年4月から運用す

る予定でおります。ご協力をよろしくお願いいたします。

続いて読書手帳を平成 25 年 11 月にシステムを入替えた際に導入をして事業を展開しています。読書手帳の表彰を 3 月 19 日に初めて行いました。1 月に募集をし、高校生以上が 1,000 冊以上の本を読まれて、読書手帳に記載やシールを貼った方、中学生以下は 500 冊以上ということで募集しましたところ、幼児 1 名、小学生 1 名、成人 1 名の応募がありました。3 名を表彰いたしました。図書館カウンター前で教育長から表彰状と記念品とプレミアム読書手帳をお渡ししました。プレミアム読書手帳は達成しないともらえないこととしていまして、後ろに認定証がついています。今後も年 2 回の表彰を行って読書手帳の活性化をしていきたいと考えています。学校現場での協力についても、協議をしながら進めていきたいと思います。今回の表彰でも富士見小学校の 1 年生が表彰されていまして、学校でも今後力を入れていきたいとのお話もいただいています。都内では読書手帳という形のものは初めて導入していますので、今後も活用していきたいと思っています。

【会長】事務局から平成28年度事業の説明がありました。ビジネス支援コーナーの開設、第三次羽村市子ども読書活動推進計画の策定に伴って、図書館協議会でも検討をいただきたいとのことで話がありました。それから報告ということで先日の読書手帳表彰で3名の表彰があったとの説明がありました。これについてご質問があればお願いします。

【委員】ビジネス支援の開設ということで、現在の情報メディアコーナーを 移すとのことですが、別の場所に置くのですか。追加となるのですか。

【事務局】スペースが 1,000 冊ほどしか置けないので、情報メディアコーナーをすべて他へ移して、そこヘビジネス支援コーナーを新たに置く予定でいます。情報メディアコーナーは元の分類の書架に戻すか、別の場所を確保するか検討しています。本についても情報メディアの分野は日々新しくなっていますので、整理していきたいと考えています。

【委員】数年前に子育て支援コーナーができましたが同じように考えればよ ろしいですか。

【事務局】基本的にはそのような形になります。子育て支援コーナーはボリュームもありますが、そこまで大規模にはならないと考えています。小規模なコーナーですが、看板の設置などで目立つようにしたいと考えています。インターネット用のパソコンが近くにあるので、創業等に関して調べ物をするのにも書架が近くて良いかと思っています。

【会長】書架が 2,3 本ですか。

【事務局】低い書架です。

【委員】小学校の図書館に東小学校のみ読書手帳に貼るシールが打ち出せる

システムが入っているとお聞きしましたが、東小学校の図書室で利用した本がシールに打ち出せるのか、利用は伸びたのかお聞かせいただければと思います。

【事務局】東小学校については全体に導入するのに先駆けて平成27年度に導入して、成果を見ようということになっていました。結果効果的なところがあるということで、来年度は3校導入する予算がついています。東小学校とも連携しながら読書手帳を活用する基礎ができたので、学校での活用を期待しています。結果は手元に来ていませんが、校長とも話をして、2年ほど配布していますが持ってない児童がいるとの訴えがあり、追加でもう一度配布しました。実際にシールを打ち出して、貼って活用していると聞いています。学校側とすると、今まで独自で読書ノートのようなものを使っているということでしたが、手帳に一本化して行きたいといった話を東小学校や富士見小学校からは聞いています。これからが楽しみなところです。成果が入ってきましたらご報告させていただきます。

【委員】学校へ図書館の職員とお話会へ行く機会があるのですが、東小学校は読書手帳の話をした時に、実際シールを貼っていることもあって非常に反応が良かったです。表彰があるので使ってという話をしてもよく聞いてくれます。他の学校で読書手帳の話をすると反応はあるのですが、シールを貼るという意識が薄いようです。読書手帳は持っていて、表彰のポスターなども学校に貼ってあるのですが、実際にそこまでの体験をしたことがない子どもがいました。来年度 3 校増えるのであれば、本に触れる機会となればと思います。

【会長】次に移ります。前回、蔵書の需要についてお話しましたが、関連して事務局で資料を用意してくださいました。説明をお願いします。

【事務局】前回、蔵書に対する貸出の割合ということで資料を用意いたしました。1枚目は全ての蔵書のうち、1回でも貸し出しのあった本の割合です。一般ですと一番多いのが 5 門の工学、続いて文学です。他には意外に文学が多くなっています。前回お示ししたものですと件数は少なかったのですが、蔵書の割合からみると多くなっていて、蔵書が利用されているというところが見えてきます。ヤングアダルトになりますと文学が突出しています。ただ、大人の方でいわゆるライトノベルを読まれる方もいるため、その数も含まれています。芸術分野は多くなっていますが、漫画の描き方やバンド用の楽譜などもありますので、その利用が多いかと分析しています。児童については紙芝居が多くなっています。コーナーもいっぱいになっていますので、児童担当で方策を考えるとのことです。続いて絵本が多くなっています。それ以外は文学はさほど多くなく、工学、芸術が多くなっています。色々なことに

興味を持ったお子さんがその分野を借りているかと考えています。ペットの 飼い方も利用されています。2枚目ですが、参考までに抽出しました。一般書 に関してですが、1枚目の資料は館内の資料がすべて含まれていますので、普 段あまり利用のない地下や閉架書庫の資料も含まれています。そちらを抜い た1階、3階に配架されている資料で割合を出したものです。文学、実用書の ある分野が良く動いています。以前委員からご指摘がありました全集の利用 についてですが、地下にある全集の利用が全体で見た時と比べると少ないか と考えられます。

【会長】これについて質問はありませんか。

【委員】貸出は延べ数ですか。

【事務局】前回の資料はそうですが、今回は蔵書が 1 回でも貸出されている 資料の数です。

【会長】0 門で 7,313 冊蔵書数があり、利用されたのはそのうち 1,228 冊が貸出されたということですね。

【事務局】その通りです。延べではありません。

【委員】となると 100%は絶対超えないということですね。

【会長】蔵書と貸出冊数で、どの分野の本が蔵書に対して多く借りられているかもわかると興味深いと思います。

【事務局】前回の資料の貸出数の延べ数で、今回の蔵書数との関係を見ますと、どの分野も 100%を超えてくると思います。今回の資料からみると、1 階や 3 階など利用者が良く来るフロアの蔵書はどの分野もほぼ 50%以上利用されています。

【会長】文学の利用冊数がやはり多い傾向にあります。興味深い数字です。 前回の話題の中で出ましたが、選定方針がウェブサイトにあります。本館、 図書室、分室の方針が示されています。内部の基準について、配布していた だきました。一般書や漫画など細かく基準が決められています。児童書につ いても別にあるそうです。

【委員】図書館評価のところでも出ましたが、外国人への多文化サービスで、 日本語で書かれた文学作品についてはありますが、外国人の方が母語で文学 を読みたいとか子どもの読み聞かせのための絵本を外国語のものを集めるな ど、国際図書館連盟の中では外国人の利用で多いのは語学教材のようですが、 外国語資料についての選定基準もあると良いかと思いました。

【会長】多文化サービスは図書館で取り入れていますので、そのようなお話が出てきたかと思います。調布市立図書館では資料収集基本方針がありますが、それには資料別方針の中に、図書資料を一般図書と児童書を分けています。それから新聞雑誌、地域資料、映画資料、漫画資料とあって、次に外国

語資料ということで書いてあります。例えばここには民族的、言語的、文化的な多様性を持つ市民に対して、母語を考慮した資料を提供するとあります。また、外国の言語と文化に関する知識を得ようとする市民に必要な資料を収集するとあり、外国人だけでなく日本人のためにその国の言語とか文化の知識を得るための資料を収集することとしています。なお、外国語資料としては出版地を問わず外国語で記述された資料とするとあります。市民にとって必要な外国語で書かれた資料を収集するということです。図書資料だけでなく、外国語資料についても収集方針や選定方針があると良いと思います。

それでは、続きまして資料を配布しましたが、一つは大学の授業で児童図 書館サービス論という科目があり、その中で障害を持った児童のためのサー ビスということで川越市立図書館の方に講演をしていただきました。その時 のレジメと参考資料を配布しました。この 4月1日から「障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律」が施行されまして各省庁でどうするかとい うものを作っています。特に公的機関では必ずやらなくてはいけないとされ ています。図書館としては障害者であることを理由に利用を拒否したりしな い、あるいは合理的配慮として、その人がこういう対応を取ってほしいとい うこと、例えば目が不自由なので点字の本を置いてほしいなど、また、図書 館に来られない時に手助けが必要であれば手助けをするということです。こ れは過度でなくできる範囲で行うことです。そういった合理的配慮をすると されています。その合理的配慮というときに、例えばなかなか図書館に来る ことができない方や読むのが苦手な方には、一般の利用者は貸出冊数が 10 冊 ですが、15冊貸出すというのは逆差別という意見もあるかと思いますが、こ れは合理的な配慮なので、やってよいということも書いてあります。羽村市 でも市として方針などがあるかと思います。その中で恐らく図書館も出てく るかと思いますので参考にお配りしました。

始めの資料はレジメです。子どもたちのためにどのようにサービスを提供するか、その時に利用できる資料は点字図書やデイジー、触る絵本、優しく読める本など色々な形態の資料があります。そういう資料を図書館で用意して利用できる体制を作るというのが一つです。それからサービス自体も障害を持った人に対してサービスをどのようにできるのかです。できるだけ利用できるようにするということです。日本の図書館界は障害者サービスというのは身体障害や精神障害だけではなく、図書館の利用が何らかの形で困難な人を含めて障害者と考えています。図書館がとらえている障害者とは身体などだけではなくもっと広い範囲でとらえています。例えば心臓が悪くて外出が難しく、本を借りることができない人などを含めて考えます。図書館では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の精神に基づくような

ことを前々からやっているのですが、4月1日から公的機関はやっていかなくてはいけないということになりました。羽村市の図書館でもサービスを行う上で参考にしていただければと思います。また、委員の皆さんにも知っていただきたくて資料を配布させていただきました。著作権についての資料もありますが、ここに障害者がどういう人なのかを認定するにはどうしたら良いかということで、利用登録確認項目リストがありますので、これを利用して障害者登録の確認ができます。公立図書館ですと、どういう障害があるか、どのように利用しているのかを聞いて良いとなっています。障害を持っている人には聞きづらいのですが、利用してもらうにはその人の障害の程度やどういう障害があるかなどを把握しないとできません。そのようなことが書かれています。その中にも先ほどの外国語資料などを求める人もその範囲に含めるのですが、全体的な差別の解消にという意味で、言語的な不利、母語しか読めないということで、提供することが必要になってきます。

細かいことが色々と書いてありますが、目を通していただければと思います。それから、日本図書館協会では図書館でこの法律に基づいて対応する場合に、どのようにしたら良いかということで、「図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言」を昨年の12月18日に出していまして、「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」も出ていますので、私たちも良く理解していくことが必要であると思います。

このガイドラインの 13 ページに図書館協議会と関係する事項が「(3) 障害当事者(家族、支援者を含む)の参加」とあります。図書館協議会に当事者に参加してもらい、サービスをよくしていくことが必要ということで、第2段落目に「図書館協議会委員に障害者を加える、利用者懇談会の開催、障害者団体との相談、障害者施設に出向いての意見聴取等、様々な方法を検討する。」と書いてあります。「また、図書館で、障害者に関するセミナー・障害者サービス資料展・DAISY再生機の体験会等を開催し、障害者に来館してもらい、直接意見を聞く方法もある。」とあります。協議会に関しますと委員に障害者を加えるということを考えていく必要があるということです。このガイドラインに沿ってやることが望ましいと思います。

戻りますが。11ページに「(7) アクセシブルな図書館ホームページ・広報等」とあり、これらについても障害者に対応できるようなものを作っていくことが必要だと書いてあります。JIS 規格を守って作ることや点字や拡大文字、音声、優しく分かりやすい利用案内、目録などの作成が書いてあります。3番目には手話・外国語・点字のできる職員の配置とあります。このこともこれからはやっていくことが必要でやらないといけないのです。

重要なのは障害者基本法や障害者の権利に関する条約があります。これに

端を発して社会参加の機運が高まり、条約に基づいて「障害を理由とする差 別の解消の推進に関する基本方針」ができました。障害者基本法も改正され、 各省庁で障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領ができまし た。4月から実施されますが、各省庁、特に文部科学省についてはこの資料の 1月の時点ではまだ出ていないのですが、今は出ていると思います。このよう に各都道府県、市町村でも対応要領を作成していくことが必要とされていま す。資料の中に「マラケシュ条約」についてあります。日本障害者リハビリ テーション協会がその意義についてわかりやすく書いています。簡単に言え ば活字が読めない方に対して対応をしていくことが必要ということです。モ ロッコのマラケシュで作られたものです。後ろには文化庁のマラケシュ条約 の目的や経緯、主な規定などについてまとめられている資料もあります。お 読みいただいた後で条文をお読みいただくと分かりやすいと思います。「全盲 の人々、視覚障害のある人々、あるいはその他のプリントディスアビリティ のある人々のために、出版物へのアクセスを改善するマラケシュ条約」とあ り、マラケシュ条約の意味がここに書いてあります。そういう条約をもって 対応がされていきます。来年度からは実施していかないといけないことにな りますので、図書館でも配慮していく必要があります。

【委員】障害者に対してのサービスを提供しなくてはいけなくなると、今ある予算の中からそちらに配分していくことになると思います。この資料の中に述べられていることを全て網羅しようとすると高い割合になると思われますが、この場合は健常者に対しての障害者の割合に応じた配慮をするのか、この資料にあることをすべてやらなくてはいけないのかいかがでしょうか。

【会長】一般書の場合もそれぞれの分野にどの程度ニーズがあるかを考えて配分しています。大人と児童、ヤングアダルトについても人口などで割り出します。当然出版の状況にもよります。そのようにある程度人口で考えていくようになると思います。今までこのサービスの大部分がされていないとなると初めにある程度形を作ってからすべてできないとしても少しずつやっていく必要があります。明日からすべてやりなさいとなっても、実際はできないと思います。すぐにできるものはすぐに対応し、あとは人口などで予算を配分しながら進めていくようになると思います。来年度以降、羽村市でこの資料の中にあるサービスがないとなると、少しずつ整えていく必要があります。整備ができれば、恒常的に続けていくことになります。

【事務局】障害者サービスで利用できる資料に載っているものについては、 あるものももちろんあります。例えば点字図書や雑誌、拡大資料ということ で大活字本、デイジー図書、録音図書などは整備しています。

【会長】図書館では図書館の利用に障害がある人へのサービスということで、

大体の対応はできていると思いますが、さらに法律などを踏まえて対応を進めていくということが必要です。まずはどのような障害を持った方が利用するかの実態を把握する必要があります。

【事務局】図書館長協議会というものがあり、その中で障害者サービス研究 会がありますので、そこから話題になってくるかと思います。

【会長】多摩地区の図書館大会があります。そこで障害者資料についてデイジーとタブレットの実践例を取り上げていました。図書館長協議会が毎年主催して大会を開催しています。図書館から各委員へ日程などお知らせいただければと思います。

【事務局】児童サービス研究会や三多摩地域資料研究会などがあります。それぞれ講演を行っています。

【会長】市民の方も無料で参加できます。

【委員】障害がある方の図書館利用についてですが、実際にボランティアで 対面朗読などの用意はしていても、利用される方がいません。視覚障害の方 がどのくらい利用されているのでしょうか。

【事務局】ほぼないです。デイジーなどに関してはないです。学校現場でデイジーがどのようなものかを体験する授業のために貸出しています。大活字本は高齢の方や、そうでない方も読みやすいということで利用されています。 館内に拡大機がありますが、利用されている方は多く見受けられます。

【委員】大活字本の所蔵は増えているように思いますが、知的に障害がある 方も読みやすいので借りて良かったという話も聞いています。ですので、大 活字本も高齢者を想定して時代物などが多いですが、小さい活字ですと読み づらいという若い方が大活字本で本を読んでみたいと思っているので、時代 物以外も揃えていただけたらと思います。

【事務局】探してあれば、揃えていきたいと思います。 リクエストなどもい ただければと思います。

【会長】先ほどの資料に障害者サービスを学ぶための資料がありまして、『LL ブックを届ける やさしく読める本を知的障害・自閉症のある読者へ』という本でヤングアダルト向けの本も載っていますので、参考にして選んでいただければと思います。北欧の国の翻訳の本が多いのですが、ピクトグラムと言って、1ページごとの文章のテーマや内容がわかる絵文字(図記号・サイン)がついていて内容がすぐつかめる工夫がしてある本もあります。数は少ないですが揃えていくと良いかと思います。デイジーがついているものもあります。

【委員】羽村の図書館でも色々と対応されているのも知っています。私の所属するボランティアグループで来館できない方へ宅配サービスを行っていま

すが、固定した方が 1 名ほどしかいません。以前はもう少しいましたが、話を聞くと登録に条件があって難しいと聞いています。今は緩和されていくのでしょうか。利用者が少ないので条件が厳しいのかと思ってしまうのですが。 4~5 名ほどでも対応できますが減る一方です。病気や年齢の問題もあるとは思いますが、もう少し宅配サービスも広報しても良いかと思います。

【事務局】条件の変更はありませんが、見直して軽減できればと思います。

【委員】近くに身内の方がいると登録できないと聞いています。

【事務局】出向いて登録するのが難しければ、職員がご自宅に伺って登録も しています。見直しを図ったうえで、広報、周知をしていきたいと思います。 【委員】体調の問題で減っていくのはわかりますが、増えていないので、見

直しなどが必要かと思います。

【会長】今日の資料に「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第 3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン | がありまして、そこに利 用登録確認項目リストがあります。これを利用して該当項目でいくつ当ては まれば登録できるなどを決めて、利用してもらえる方向で行くと良いです。 前回話があった「絶歌」について、日本図書館協会の「図書館の自由」とい う冊子があり、その 91 号の (2) に「神戸児童連続殺傷加害者手記『絶歌』 をめぐって一関連資料その2」があります。色々な図書館でどのように対応し たかが分かるものとなっています。この中で千葉県の白井市の掲載があり、 人口は羽村と近い自治体です。ここに参考資料が載っていまして、どのよう な基準でかが分かります。「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」に例外 的に提供制限があり得る場合として(1)人権またはプライバシーを侵害する もの(2)わいせつ出版物であると判決が確定したもの(3)寄贈または寄託 資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公開資料の 3 つの項目 があります。次に、今まであまり話をしていないところですが、例外的に提 供制限を行うことがあり得る場合は以下の要件すべてに該当するときである ということで、こちらも 3 項目あります。(1) 頒布差し止めの司法判断があ ること(2) そのことが図書館に通知されていること(3) 被害者(債権者) が図書館に対して提供制限を求めた時であることとなっています。ここにあ るようにこの条件すべてに当てはまって初めて提供制限が可能と書いてあり ます。司法判断があり、図書館に通知されて、被害者などが図書館に対して 提供制限を求めている場合は制限をすることができます。それ以外の場合は しなくて良いことになります。ここを覚えておいていただければ、問題が起 きたときの対応の参考になると思います。他にもいろいろな対応が載ってい ますのでご覧いただければと思います。この件については本を読んでお話す ると良いのではと話しましたが、ご覧になった方はいらっしゃいますか。

【委員】職場の近くの図書館で予約状況を確認したところ 100 件を超えているので、とても借りられませんでした。

【委員】著者のホームページを見たのですが、内容は私の感覚には合わない ものでした。そういった心情を知るということではその本に意味があるのか もしれませんが、対応が非常に難しいと思いました。

【会長】図書館にあるので読んだという方が多いようです。図書館で購入するかしないかは選定方針などに照らして、さらに「図書館の自由に関する宣言」の内容なども踏まえて資料収集、選択をするという考え方ですので、それに合っているかあっていないかを確認して決めることになります。「図書館の自由に関する宣言」にもあるように思想や信条にとらわれず購入するということですので、内容を読むのですが読むときに何を確認するかということで、人権やプライバシーを侵害していないかや例外的に提供制限がある得る場合に当てはまらないか、例外的に提供制限を行うことがあり得る場合に当てはまらないかを確認して判断することになります。

問題になる本だけでなく、その他の色々な意見を取り入れるために関連資料も併せて揃えていく必要があります。資料に討論させるイメージでそれを利用者が読んで判断する機会を与えるところが図書館なのです。様々な意見のものを収集する、特に対立する意見のものを購入することが大切です。様々な意見の本を揃えてその話題について市民がきちんと判断できる材料を揃えて提供することが図書館の役割、機能です。事件が起こった時の資料も併せて揃えることも大切です。例えばこのようなことについて展示などをする場合は、その事件だけでなく、遡って、色々な犯罪を犯した人たちが書いた本を一緒に展示し、色々な本を読んでもらって、理解を深めてもらうことも可能かと思います。

【委員】現時点で羽村市は提供していませんか。

【事務局】購入をした方がというご意見かと思います。図書館でも購入を試みたのですが、廃版ということで購入ができません。購入のルートからは購入できない状況です。

【委員】リクエストはありませんか。

【事務局】ありません。他の図書館ではかなりの件数があるところもありますが。

【委員】今後の方針としてはできれば収集をして提供をするということでよろしいですか。

【事務局】協議会のご意見も受け止めておりますので、入手できれば提供したいと思います。入手できた場合は配架した方がよろしいでしょうか。

【会長】それはまた議論が必要です。図書館で色々な考え方があります。少

なくとも必要とする人には提供をすることが必要です。子供たちも見えてしまうオープンな形で配架するのか、それぞれの図書館で色々な対応の取り方があります。日本図書館協会の見解ではオープンに配架して特に問題がないということだと思いますが、対応については図書館の中で議論して決めていくことが大切です。

【委員】少年犯罪に関する展示などは難しいと思いますが。他の関連資料の リストなど置いて、ほかの資料を併せて見ることができることが必要ではな いでしょうか。

【会長】他にご意見がなければ、次に、児童図書館員の養成について資料ができましたので、ご覧いただければと思います。他に何かあればお願いします。

【委員】ビジネス支援コーナー以外で何かあればお教えください。外国語で案内する職員なりを置くという話がありましたが、難しい話だと思います。ロボットなどで案内する場面が出てくるのではないかと思います。蔵書の貸出ですが、どの本が人気があるのかを知りたいと思います。利用者懇談会などがあれば自由に意見が聞ける機会があればさらに良いと思います。

【会長】今月や年間で良く読まれた本などの紹介はありますか。

【事務局】ビジネス支援コーナーは次年度新たに実施する事業ということで ご紹介しましたが、今実施している事業としては、夏に一日司書体験があり ます。小学校 5,6 年生を対象として実施しています。期間は拡大しまして 2 日の実施で各10名定員で行っています。人気の事業ですぐに締切となってし まいます。4年ほど実施していて定着してきています。YAボランティア体験 を中高生を対象に実施しています。コーナーの充実や本の紹介をポップで行 ったりしています。秋にはゆとろぎとの共催事業で毎年、児童文学講演会を 実施しています。ゆとろぎで原画展を行い、併せて講演をお願いしています。 来年度は市内にお住いの最上一平さんに講演と原画展をお願いする予定でお ります。その後、親子で図書館員を昨年度から実施しています。子ども向け の事業が多くなっていますが、お子さんたちの世代の図書館の利用を促進す る目的がありますので、読書手帳も含めてその世代の利用率を上げたいとい う希望はあります。人気のある本はリクエストや貸出が多い本というのは統 計として出ています。利用者からおすすめの本を募って掲出するというのは 考えられます。利用者懇談会は以前に開催していましたがその時の様子を聞 きますと、なかなか人が集まらなかったということと話の内容が個人の主張 に終始してしまう傾向があったため、現在は開催していません。図書館評価 の中でも利用者懇談会についての項目もありますが、考えていかなくてはい けないと思っています。

【会長】羽村市図書館で財宝の謎解きのようなことをやったと聞いています。 東京図書館制覇というホームページで見ました。

【事務局】初めての試みです。嘱託職員の司書から提案がありまして、YA世代の利用者に興味を持ってもらいたいという趣旨で地図を活用して実施しました。若干難しかったと思います。参加者は多く若い世代が興味を示してくれました。嘱託員が完全オリジナルで作りました。

【会長】ヒントから本を探すというような謎解きはやっている図書館はありますが、このような形のものはあまり聞きません。

【委員】社史をたくさん集めている図書館があるというのをテレビで見ましたが、羽村市の図書館として特色を持たせるようなことは考えていますか。

【事務局】地域資料コーナーがありまして、地域の作家の方の資料を集めています。特色といったようなことは無いです。

【委員】特色としては、ゆとろぎの講演会、講座などがたくさん催されますが、生涯学習施設として関連した展示をしているところはあまり聞かないのではないでしょうか。近くの施設と連携して展示など実施しているのは意義があることだと思います。

【事務局】ゆとろぎの事業もなかなか集客に苦戦していることもありますので、図書館としてもできるだけ宣伝するという意味でも関連書籍を展示しています。また、市のイベントに関連した展示も実施しています。ゆとろぎと近接しているので効果的な事業ができると思っています。

【会長】地域資料を充実しています。これはどこの図書館もそうですが特色 と言って良いでしょう

【事務局】中里介山の資料は多く集めています。次回は 9 月に予定しておりますので調整させていただきます。